

岩手県自然環境保全条例施行規則及び岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県自然環境保全条例施行規則及び岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為等)</p> <p>第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～コ [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第27条 条例第17条第6項第5号(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア <u>水産資源保護法第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為等)</p> <p>第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～コ [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為)</p> <p>第27条 条例第17条第6項第5号(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア <u>水産資源保護法第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年岩手県規則第105号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p>

<p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（ 条例第24条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>（監視地区の区域内における届出を要しない行為）</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 水産資源保護法<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>オ～コ [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（ 条例第24条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>（監視地区の区域内における届出を要しない行為）</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 水産資源保護法<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>オ～コ [略]</p> <p>(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。